

広島県告示第六百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田中地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
三次市		三良坂町		三良坂		田中		七二一番二		標柱一号及び一十一号	
						黒瀬		七二八番二		標柱二号	
						上之堂		七二八番二		標柱三号	
						田中		七二八番二		標柱四号、五号及び六号	
								一〇一一二番一		標柱七号	
								一〇一一二番三		標柱八号	
								六六九番二地先道路敷		標柱九号	
								六九七番		標柱一〇号	
								六九二番一地先道路敷			